

規制改革推進会議専門チーム会合（第4回）  
「大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法上の取扱いの見直しについて」  
警察庁説明資料

平成30年3月29日

# 道路交通法上歩行者とされるものの位置付け

道路交通法上、

- ・ **小児用の車**（**乳母車**、小児用の三輪車等）を通行させている者は、**歩行者**とされている

また、

- ・ **原動機を用いる車**のうち、一定の基準を満たす**身体障害者用の車椅子**及び**歩行補助車等**を通行させている者についても、例外的に**歩行者**とされている

# 道路交通法上歩行者とされるものの位置付け

## 道路交通法（昭和35年法律第105号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八 （略）

九 **自動車** 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 **原動機付自転車** 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 **軽車両** 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 （略）

十一の三 **身体障害者用の車いす** 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二～二十三 （略）

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、**歩行者**とする。

一 **身体障害者用の車いす**、**歩行補助車等**又は**小児用の車**を通行させている者

二 （略）

## 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

（歩行補助車等）

第1条 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の**歩行補助車等**は、**歩行補助車**及び**ショッピング・カート**

（これらの車で原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。

## 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

（原動機を用いる歩行補助車等の基準）

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第270号。以下「令」という。）第一条の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ 長さ 百二十センチメートル

ロ 幅 七十センチメートル

ハ 高さ 百九センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ロ 六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

ニ 歩行補助車等を通行させている者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準）

第一条の四 法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ 長さ 百二十センチメートル

ロ 幅 七十センチメートル

ハ 高さ 百二十センチメートル（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ロ 六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

ニ 自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

## 平成26年度に対応したグレーゾーン解消制度

- 電動アシストベビーカー（長さ91センチメートル・幅69.8センチメートル・高さ107センチメートル、最高補助速度6キロメートル毎時等）について、道路交通法上の「**小児用の車**」に該当するか、また使用する者が**歩行者**とみなされるかの確認

本来、原動機を用いる車は、**自動車**又は**原動機自転車**に区分されるところ、原動機を用いる**歩行補助車**等に準拠した基準の範囲内で「**小児用の車**」として取り扱うこととした。

# 平成26年度に対応したグレーゾーン解消制度

## ρ 「**駆動補助機付乳母車の取扱いについて**」 (平成27年1月27日付け警察庁丁交企発第7号)

駆動補助機付乳母車のうち次に掲げる要件を備えた者については、  
法第2条3項1号にいう「**小児用の車**」として取り扱うこととする。

○ **車体の大きさが次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと**

○ **長さ 120センチメートル**

○ **幅 70センチメートル**

○ **高さ 109センチメートル**

○ 原動機を用いない乳母車と同様の使い方を想定したものであり、  
かつ乳児等を載せるための機能を有するもの

○ 原動機として、電動機を用いること

○ 最高速度が6キロメートル毎時を超えないこと

○ 鋭利な突出物がないこと

○ ハンドル等から手を離した際には原動機が停止すること

各種基準は原動機を用いる**歩行補助車等**に準拠

## 平成29年度に対応したグレーゾーン解消制度

- 照会がなされた 6 人乗り電動アシスト式ベビーカー

- 生後 6 か月から 48 か月までの児童の搭乗を想定

- 最高速度は 5 キロメートル毎時

- 長さ 198センチメートル

- 幅 75センチメートル

- 高さ 119センチメートル



出典：<http://espresso.italtrike.com/espresso/>

- 使用者が電動機制御ハンドル及び誤動作防止レバーを同時に握り、前進することのみにより進行。

## 平成29年度に対応したグレーゾーン解消制度

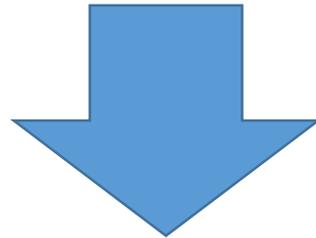
- 通達で規定する**車体の大きさの基準を超過**していることから、「**小児用の車**」には該当しない
- 原動機を用いているものの、主として人の力により、かつ、レールによらないで運転する車であることから、**自動車**又は**原動機付自転車**ではなく、「**軽車両**」に該当する

旨回答した。

# 今後の方向性

## 御提案

大型の駆動補助機付乳母車について、歩道を通行できるように、道路交通法上の取扱いの見直しをお願いしたい。



## 今後の方向性

大型の駆動補助機付乳母車に係る社会的要請を踏まえつつ、他の歩行者を含めた交通の安全と円滑を確保するために車体の大きさ等必要な基準について検討していく